

## 療育手帳をお持ちの方への援護について

(平成27年1月現在)

社会福祉課 障がい福祉係

☎561-1121(内線152・159)

### 医療費

重度心身障がい者医療費の助成 (申請必要。窓口:社会福祉課 障がい福祉係)

医療機関にかかった際の保険診療分の医療費を助成します。

(対象者:65歳までに療育手帳 ④・A・B を取得し、所持している方)

申請には療育手帳・印鑑・健康保険証・本人の口座番号が必要です。

### 障がい者手当

在宅重度心身障がい者手当 (申請必要。窓口:社会福祉課 障がい福祉係)

在宅(自宅)で生活している重度の障がい者(療育手帳④、A)の方に月額5000円支給します。(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給していない方)

- ❖ 療育手帳④、Aの原則65歳未満の方が対象となります。
- ❖ 所得による制限があります(18歳以上)。
- ❖ 申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。
- ❖ 年2回(9月・3月)指定の金融口座に振込みます。
- ❖ 次のような場合には、必ず届出をしてください。
  - ・ 施設に入所したとき(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・障害者支援施設等) ※詳細については、お問い合わせください。
  - ・ 障がいの程度が該当しなくなったとき
  - ・ 障害児福祉手当・特別障害者手当を受給するようになったとき
  - ・ 死亡したとき
  - ・ 住所、氏名、預金口座を変えられた場合

**特別児童扶養手当**（申請必要。窓口：子育て支援課 子育て支援係）

一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している方に支給します。

支給額 手帳 ①・A → 1級 49,900円（月額）  
Bの一部 → 2級 33,230円（月額）

※手帳の程度が該当しなくても、診断書によって該当になる場合があります。（診断書の用紙は子育て支援係にあります。）

- ❖ 所得による制限があります。
- ❖ 子どもが施設に入所している場合や障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合は手当が受けられません。
- ❖ 年3回(4月、8月、11月)支給されます。
- ❖ 次のような場合には、必ず届け出をしてください。
  - ・ 施設に入所したとき
  - ・ 障がいの程度が該当しなくなったとき
  - ・ 20歳になったとき
  - ・ 死亡したとき
  - ・ 住所、氏名、預金口座を変えられた場合

**障害児福祉手当**（申請必要。窓口：社会福祉課 障がい福祉係）

20歳未満で、在宅で生活する療育手帳 ① をお持ちの方に支給します。

支給額 14,140円（月額）

- ❖ 所得による制限があります。
- ❖ 施設入所中の方、障がいを支給事由とする年金を受給している方は受けられません。
- ❖ 年4回(2月、5月、8月、11月)支給されます。
- ❖ 毎年8月に現況届を提出していただく必要があります。
- ❖ 住所、氏名、預金口座を変えられた場合には、届出をしてください。
- ❖ 次のような場合には、必ず届け出をしてください。
  - ・ 施設に入所したとき
  - ・ 障がいの程度が該当しなくなったとき
  - ・ 20歳になったとき
  - ・ 障害基礎年金を受けるようになったとき
  - ・ 死亡したとき

## 福祉サービス・支援事業

### 障害者総合支援法による福祉サービス（申請必要。窓口：社会福祉課 障がい福祉係）

対象となるサービスは大きく2つに分けられます。

介護給付（居宅介護、放課後等デイサービス、児童発達支援、短期入所、施設入所支援など）

訓練等給付（就労移行支援、就労継続支援、グループホームなど）

- ❖ 利用料金 1割負担（収入に応じて、上限額があります。）
- ❖ サービスの種類、収入等に応じた利用者負担の軽減制度があります。
- ❖ 介護給付を申請される方（18歳以上）は、障害支援区分の判定が必要になります。

### 障害者総合支援法による地域生活支援事業（申請必要。窓口：社会福祉課 障がい福祉係）

- ① 移動支援 … 屋外での移動が困難な方の外出（社会参加）のための支援
- ② 日中一時支援 … 事業所での日中の見守り、訓練等
- ③ 地域活動支援センター … 創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等

- ❖ 利用料金 ①・② … 1割負担（収入に応じて、上限額があります） ③ … 無料

### 生活サポート事業（申請必要。窓口：社会福祉課 障がい福祉係）

事業所において一時預かり・送迎・外出援助・介護人の派遣などのサービスを行います。

- ❖ 利用料金 18歳以上 950円／時間  
18歳未満 利用者世帯の所得に応じて自己負担額が異なります。  
(0円 ～ 950円／時間)
- ❖ 利用時間 年間150時間（申請月により時間数が異なります。）

## 税金

### 所得税、市県民税の障害者控除

本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がい者の場合は、年額所得から一定額が控除されます。

障がいの程度	所得税控除額	市県民税控除額
手帳 ①・A	40万円	30万円
手帳 B・C	27万円	26万円

❖ 窓口 所得税 … 税務署 市県民税 … 市役所税務課

※所得税、市県民税を給与から源泉徴収される場合は勤務先の給与係  
上記以外にも、相続税等が控除される場合もありますので、お近くの税務署へ  
お問合わせください。

### 自動車税・自動車取得税の減免

手帳 ①・A 所有者のために使用される自動車については、1台に限り自動車税と自動車取得税の減免が受けられます。

❖ 減免を受けることができる自動車

- ・ 障がい者またはその方と同一生計の方が所有する自動車で、もっぱら障がい者の通院、通学等のために障がい者または同一生計の方が運転する自動車
- ・ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者が所有する自動車で、もっぱら障がい者の通院、通学等のために、その方を常時介護する方が運転する自動車

❖ 減免額について

- ・ 従来から使用している自動車については、納期限までに減免申請された場合には上限額まで減免になります。納期限を過ぎてから申請された場合は、申請月の翌月からその年度の3月までの分が上限額の範囲内で減免されます。
- ・ 年度途中で登録した自動車については、登録から30日以内に減免申請された場合には課税された月数分の上限額まで減免されます。
- ・ 軽自動車税については、納期限の7日前までに申請してください

❖ 申請窓口

- ・ 自動車 … もよりの県税事務所または自動車税事務所・同支所
- ・ 軽自動車 … 市役所税務課

❖ 持参するもの

- ①印鑑 ②療育手帳 ③運転免許証(表裏両面コピーしたものでも可)
- ④車検証 ⑤納税通知書

## 乗り物

市内循環バスの無料（窓口：地域振興課 地域支援係 内線224）

手帳を提示することにより、市内循環バスが無料で乗車できます。

また、障がい者手帳に変わる物として「市内循環バス無料乗車券」を発行しています。手帳④、Aの方の付き添いの方も無料になりますので、事前に「市内循環バス無料乗車券」を申請できます。

### JR等の旅客運賃の割引（発売窓口にて手帳提示）

第1種	本人・介護者が共に利用	普通乗車券 普通急行券 定期乗車券 回数乗車券	距離制限なし	本人、介護者ともに5割引
	単独利用	普通乗車券	片道100kmをこえる区間	5割引
第2種	単独利用	普通乗車券	片道100kmをこえる区間	5割引
12歳未満の児とその介護者		定期乗車券		5割引

- ❖ 小児定期乗車券は割引されません。
- ❖ 各私鉄についても、JRに準じた割引制度が実施されます。

### 国内航空運賃の割引（満12歳以上・発売窓口にて手帳提示）

	適用範囲	割引率
第1種	介護者と共に利用する場合、本人・介護者に適用	航空運送事業者ごとに割引率が異なります。
第2種	本人の単独利用にのみ適用	

### バス運賃の割引（運転手に手帳提示）

割引の種類	割引率	取扱区間
普通乗車券	5割	県内を発着するバス
定期券	3割	

- ❖ 介護者も割引になります。

### タクシー運賃の割引(運転手に手帳提示)

手帳を提示することにより、料金の1割が割引されます。

### 重度心身障がい者福祉タクシー利用料金の助成(申請必要。窓口:社会福祉課 障がい福祉係)

療育手帳 ④・Aをお持ちで住民税が非課税の方に対し、1年に福祉タクシー  
利用券24枚が交付されます。

埼玉県内どこでも利用でき、利用券1枚につき基本料金が助成されます。

- ❖ 申請月により交付枚数が異なります。
- ❖ 毎年更新の手続きが必要になります。
- ❖ 20歳以下の対象者は、本人もしくは生計を同一にする保護者の希望により、福祉  
タクシー助成制度に替えて、自動車燃料費助成制度を選択する事ができます。

※ 自動車燃料費助成制度…使用したガソリン1ℓにつき50円とし、1ヶ月20ℓを  
限度として助成されます。

## 有料道路の割引

### 有料道路通行料金の割引(申請必要。窓口:社会福祉課 障がい福祉係)

第1種の方を乗せて、介護者が有料道路を利用する際、手帳に記載されている事項を  
提示することにより割引が受けられます。

- ❖ 療育手帳、車検証(コピー可)を持参し、障がい福祉係にて手続きしてください。
- ❖ 本人、又は同一生計の家族所有の車1台に限ります。
- ❖ 大型車及び営業用の車は対象になりません。

## その他

### 障害基礎年金 (窓口:熊谷年金事務所 または、国保年金課)

保険料の納付にかかわらず20歳で障害基礎年金が支給されることがあります。

(熊谷年金事務所: ☎048-522-5012)

(ねんきんダイヤル: ☎0570-05-1165)

### 駐車禁止適用除外 (羽生警察署へ)

療育手帳 ④・A をお持ちの方が同乗し、家族等に運転してもらった場合、「駐車禁止除  
外指定車」標章を掲出しているときは、駐車禁止区域内でも、他の交通の妨げにならな  
ければ駐車できます(法廷禁止区域内を除く)。

- ❖ 他県では使用できない場合があります。
- ❖ 療育手帳、運転免許証、車検証、印鑑を持参し、羽生警察署に申請してください。

**NHK 受信料の減免**(申請必要。窓口：NHK または、社会福祉課 障がい福祉係)

療育手帳 をお持ちの方のいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合、全額免除となります。もしくは、世帯主が㊤、Aの手帳をお持ちの場合、半額免除になります。

(NHK ☎0570-077-077)

**公の施設の使用料の減免**(手帳提示)

水上公園、こども動物自然公園などの使用料等が免除になります。

宿泊料は半額、介護者1名も同様の減免が受けられます。

**心身障害者扶養共済制度**(申請必要。窓口：社会福祉課 障がい福祉係)

心身障がい者を扶養されている65歳未満の保護者(加入者)の方が、毎月一定の掛け金を納め、保護者の方が死亡又は重度の障がい者となられた場合、障がい者に終身一定金額の年金が支払われます。

**重度心身障がい者居室整備資金の貸付**(申請必要。窓口：社会福祉課 障がい福祉係)

居室の増改築または車椅子専用居宅を新築するに必要な資金の貸付が受けられます。

- ❖ 児童相談所長、又は知的障害者更生相談所長が知能指数50以下と判定した方が対象
- ❖ 貸付限度額 …… 1世帯当り 200万円

**携帯電話の割引** (各事業所にお問い合わせください)

<ドコモ>                      Tel0120-800-000      ドコモから 151

<au/KDDI>                    Tel0077-7-111        auから 157

<ソフトバンク>              Tel0088-240-157      ソフトバンクから 157

**NTT番号案内の料金減免**

番号案内(104)をご利用になる際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。 お問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-104-174

羽生市に居住する知的障がい(児)者及び保護者で構成する下記の団体があります。  
加入希望の方は、社会福祉課までご連絡下さい。

- ❖ 愛の会(知的障害児(者)を守る会)

#### 北埼玉障害者生活支援センター、同就労支援センター

- ❖ 対象者 … 在宅生活で知的障がいをお持ちの方、またそのご家族
- ❖ サービスの内容
  - ・ 福祉サービスの利用援助や情報提供
  - ・ 生活全般および就労全般の相談・支援
  - ・ 専門機関等への情報提供・紹介
  - ・ 就労前の職場見学や実習、就職後の職場定着等の支援 など
- ❖ ご利用時間 … AM9:00～PM6:00
  - ※ 毎週水曜日・祝日・年末年始はお休みです。
- ❖ 住所 〒348-0058 羽生市中央3-4-7
- ❖ 電話番号 048-560-0294 FAX 048-560-0295

わからないこと、もっと詳しく知りたい方は、羽生市社会福祉課 障がい福祉係に  
ご相談下さい。

羽生市役所 社会福祉課 障がい福祉係

TEL 048-561-1121 (内線)153・158・159

〒 348-8601 羽生市東6丁目15番地